

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	相模原市 精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

相模原市は、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

相模原市長

公表日

令和2年7月3日

関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務
事務の概要	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づき、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会事務 情報提供ネットワークシステムを使用した情報提供事務
システムの名称	精神保健福祉業務支援システム、共通基盤システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
精神障害者保健福祉手帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表第1の14の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第14条第2号から第8号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	[実施する] < 選択肢 > 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
法令上の根拠	〔情報提供〕 番号法 第19条第7号別表第2 10の項、14の項、16の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条、第11条、第12条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43条の4、第53条、第55条、第59条の2〔情報照会〕 番号法 第19条第7号別表第2 25の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第18条
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	健康福祉局地域包括ケア推進部精神保健福祉課 健康福祉局地域包括ケア推進部精神保健福祉センター 健康福祉局地域包括ケア推進部緑高齢・障害者相談課 健康福祉局地域包括ケア推進部中央高齢・障害者相談課 健康福祉局地域包括ケア推進部南高齢・障害者相談課 健康福祉局地域包括ケア推進部城山保健福祉課 健康福祉局地域包括ケア推進部津久井保健福祉課 健康福祉局地域包括ケア推進部相模湖保健福祉課 健康福祉局地域包括ケア推進部藤野保健福祉課 総務局情報政策課
所属長の役職名	精神保健福祉課長 精神保健福祉センター所長 緑高齢・障害者相談課長 中央高齢・障害者相談課長 南高齢・障害者相談課長 城山保健福祉課長 津久井保健福祉課長 相模湖保健福祉課長 藤野保健福祉課長 情報政策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	相模原市 行政資料コーナー 相模原市中央区中央2 - 11 - 15 042-769-8331

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部精神保健福祉課 相模原市中央区富士見6-1-1 042-769-9813
-----	--

しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	< 選択肢 > 1) 1,000人未満 (任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か		
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		< 選択肢 > 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月26日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	本評価書は、新システム利用開始予定の平成29年3月からの事務について記載する。	削除	事後	重要な変更にあたらない (特記事項の変更のため)
平成29年12月26日	関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 所属長	精神保健福祉課長 八木英次	精神保健福祉課長 鈴木雅文	事後	重要な変更にあたらない (人事異動による変更のため)
平成29年12月26日	関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	相模原市中央区中央2 - 11 - 15	相模原市中央区富士見6 - 1 - 1	事後	重要な変更にあたらない (住所修正のため)
平成29年12月26日	しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年10月31日 時点	平成29年10月31日 時点	事後	重要な変更にあたらない (時点修正のため)
平成29年12月26日	しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年12月31日 時点	平成29年10月31日 時点	事後	重要な変更にあたらない (時点修正のため)
平成31年1月21日	関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 所属長の役職名	精神保健福祉課長 鈴木雅文 精神保健福祉センター長 穴倉久里江 緑障害福祉相談課長 八木正 中央障害福祉相談課長 大貫末広 南障害福祉相談課長 石塚祥子 城山保健福祉課長 有馬真一 津久井保健福祉課長 奈良田明美 相模湖保健福祉課長 根岸和泉 藤野保健福祉課長 角田仁 情報政策課長 井上隆	精神保健福祉課長 精神保健福祉センター長 緑障害福祉相談課長 中央障害福祉相談課長 南障害福祉相談課長 城山保健福祉課長 津久井保健福祉課長 相模湖保健福祉課長 藤野保健福祉課長 情報政策課長	事後	重要な変更にあたらない (基礎項目評価書の様式変更のため)
平成31年1月21日	しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年10月31日 時点	平成30年10月31日 時点	事後	重要な変更にあたらない (時点修正のため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月21日	しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年10月31日 時点	平成30年10月31日 時点	事後	重要な変更当たらない (時点修正のため)
平成31年1月21日	リスク対策	なし	基礎項目評価書の記載のとおり	事後	重要な変更当たらない (基礎項目評価書の様式変更 における追加項目のため)
令和2年7月3日	関連情報 5.評価実施機関における担 当部署 所属長の役職名	健康福祉局福祉部精神保健福祉課 健康福祉局福祉部精神保健福祉センター 健康福祉局福祉部緑障害福祉相談課 健康福祉局福祉部中央障害福祉相談課 健康福祉局福祉部南障害福祉相談課 健康福祉局福祉部城山保健福祉課 健康福祉局福祉部津久井保健福祉課 健康福祉局福祉部相模湖保健福祉課 健康福祉局福祉部藤野保健福祉課 企画財政局企画部情報政策課	健康福祉局地域包括ケア推進部精神保健福祉課 健康福祉局地域包括ケア推進部精神保健福祉センター 健康福祉局地域包括ケア推進部緑高齢・障害者相談課 健康福祉局地域包括ケア推進部中央高齢・障害者相談課 健康福祉局地域包括ケア推進部南高齢・障害者相談課 健康福祉局地域包括ケア推進部城山保健福祉課 健康福祉局地域包括ケア推進部津久井保健福祉課 健康福祉局地域包括ケア推進部相模湖保健福祉課 健康福祉局地域包括ケア推進部藤野保健福祉課 総務局情報政策課	事後	重要な変更当たらない (時点修正のため)
令和2年7月3日	関連情報 5.評価実施機関における担 当部署 所属長の役職名	精神保健福祉課長 精神保健福祉センター長 緑障害福祉相談課長 中央障害福祉相談課長 南障害福祉相談課長 城山保健福祉課長 津久井保健福祉課長 相模湖保健福祉課長 藤野保健福祉課長 情報政策課長	精神保健福祉課長 精神保健福祉センター所長 緑高齢・障害者相談課長 中央高齢・障害者相談課長 南高齢・障害者相談課長 城山保健福祉課長 津久井保健福祉課長 相模湖保健福祉課長 藤野保健福祉課長 情報政策課長	事後	重要な変更当たらない (時点修正のため)
令和2年7月3日	しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年10月31日 時点	令和2年4月30日 時点	事後	重要な変更当たらない (時点修正のため)